

サラリーマンの還付申告

□還付申告

サラリーマンなどの給与所得者は、年末調整の適用を受けていれば、通常は確定申告をする必要がありません。

ただ、確定申告をしなくてもよい人でも、源泉徴収された所得税額が年間の所得金額について計算した所得税額よりも多いときには、確定申告をすることによって、納め過ぎとなった所得税の還付を受けることができます。この申告を還付申告といいます。

サラリーマンが還付申告をすることができるのは、次のような場合です。

- ① 年の途中で退職し、年末調整を受けなかったため、源泉徴収税額が納め過ぎとなっている場合
- ② マイホームの新築や取得をして、一定の住宅ローンがある場合
- ③ 多額の医療費を支出した場合
- ④ 特定の寄附をした場合
- ⑤ 災害や盗難などで資産に損害を受けた場合

□中途退職

毎月の給料やボーナスから源泉徴収される所得税については、年間を通して勤めるものとして計算されているため、年の途中で退職すると所得税が納め過ぎになることが多く、その場合には、還付申告をすることができます。

なお、年の途中で退職した場合でも、その年中に再就職をしたときには、原則として、新しい勤務先において前の勤務先の給与を含めて年末調整をすることになっていますので、通常は還付申告に該当しません。

□住宅借入金等特別控除の適用

住宅ローン等を利用して住宅を新築、購入等し、平成20年12月31日までに居住の用に供した場合、一定の要件に当てはまるときには、その新築等のための借入金等の年末残高に一定割合を乗じて計算した金額を、住宅借入金等特別控除として、所得税額から控除することができます。



○昔の話で恐縮です。縁起の良い初夢は「一富士 一鷹 一茄子」。これは徳川家康が「一に高いのは富士山 次が愛鷹山 次は値の高い初茄子」といったことによるとか。ところでこれには続きがあり「四扇 五煙草 六座頭」となるそうです。扇は末広がり 煙草の煙は空高くたち昇るから 按摩の座頭は頭を剃って毛がない(怪我ない)から縁起がいいと。



す。住宅借入金等特別控除の適用を受けるために還付申告ができます。

□医療費控除の適用

自分や生計を にする配偶者やその他の親族のために多額の医療費を支払った場合には、医療費控除の適用を受けることができますが、その適用を受けるために還付申告ができます。

なお、控除額は支払った医療費の額から保険金などで補てんされる金額を控除した額から、10万円または総所得金額等の5%のいずれか小さい金額をマイナスした額(最高200万円)です。

□寄附金控除の適用

国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対して、特定寄附金を支出した場合には、寄附金控除の適用を受けることができますが、その適用を受けるために還付申告ができます。

また、政治活動に関する寄附金のうち一定のものについては、所得控除に代えて、税額控除を選択することもできます。

□雑損控除の適用

災害、盗難、横領によって、資産について損害を受けた場合等には、雑損控除の適用を受けることができますが、その適用を受けるために還付申告ができます。